

## 5 婦人保護対策

### 〔現況及び施策の方向〕

婦人保護事業は、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に基づき、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落未然防止と保護更生を図ることを目的とした事業であった。

しかし、その後、社会・経済情勢の変化により、女性を取り巻く環境も大きく変化し、対象者を、正常な社会生活を営む上で、困難な問題を抱えた女性へと拡大してきた。

特に近年では、配偶者等からの女性に対する暴力が顕在化し、婦人相談所においても暴力逃避に係る相談件数及び一時保護件数が増加している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に基づき、県は平成 14 年 4 月から婦人相談所（現西部こども家庭センター）に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を付与することとし、暴力被害者への相談・保護・支援体制の充実を図った。

平成 17 年 7 月には、福山こども家庭センター（現東部こども家庭センター）及び備北こども家庭センター（現北部こども家庭センター）で新たに女性相談を開始するとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与した。

配偶者等からの暴力は、家庭などプライベートな状況で生じるため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があり、平成 26 年の内閣府調査では、結婚したことのある人の 5 人に 1 人が DV の被害経験があると答えているなど、表面化していない DV 事案も推定される。

これらを踏まえ、より一層、効果的な取組を推進するため、若年層を中心とした予防教育の実施、被害の顕在化の推進及び被害者の自立支援の強化など、新たな視点を盛り込んだ「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 3 次）」（平成 28 年度策定予定）に基づいた施策を実施する。

### 〔事業の内容〕

#### 1 広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定及び推進

平成 18 年 6 月に策定、平成 23 年 8 月に 2 次改定した「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」について、現状の取組状況と課題を整理して、今後に向けた取組方針を整理した第 3 次計画を策定し、男女の人権が尊重され、配偶者からの暴力におびえることなく安心して暮らすことができる社会の実現を目指し取組を推進する。

#### 第 2 次計画の達成目標

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

指 標	計画策定時（H23. 3. 31）	目 標	現 状
配偶者暴力相談窓口（配偶者暴力相談支援センター機能）の整備市町	15 市町	全市町（23 市町）	全市町（23 市町）

#### 2 相談体制の整備（予算額 25,494 千円）

売春防止法並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性や暴力被害者などからの相談に応じるため、3 か所のこども家庭センターに婦人相談員計 8 人を配置し、必要な相談及び指導を行うとともに、婦人相談所機能を有する西部こども家庭センターでは一時保護を行っている。（昭和 31 年度創設）

第1表 こども家庭センター及び市婦人相談員の相談受付状況

(単位 件)

区 分	こども家庭センター		市婦人相談員		計	
		うち暴力逃避		うち暴力逃避		うち暴力逃避
平成27年度	2,319	692	3,930	1,927	6,249	2,619
平成26年度	2,284	726	3,748	1,725	6,032	2,451
平成25年度	2,217	794	3,791	1,748	6,008	2,542

(注) 市婦人相談員欄の件数は、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市及び庄原市に配置されている市婦人相談員(計15人)が扱った件数合計 [一部1/2の国庫補助あり]

3 婦人保護施設への保護委託(予算額 68,537千円)

施設入所による更生指導又は保護が必要な者は、婦人保護施設にその保護を委託し、生活指導及び職業指導を行う。(昭和32年度創設)

第2表 婦人保護施設への保護委託状況

(単位 人)

区 分	入 所 実 人 員		入 所 延 人 員		年度末現在入所人員	
	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児	要保護女子	同伴乳幼児
平成27年度	17	8	3,098	774	5	1
平成26年度	19	6	2,456	532	6	1
平成25年度	16	5	2,306	624	6	1

(注) 広島市及び福山市を含む。

[負担割合 国1/2, 県1/2]

4 暴力被害者女性支援体制整備事業(予算額 18,933千円)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としてのこども家庭センターの相談・保護・支援体制のより一層の充実を図る。(平成13年度創設)

区 分	事 業 内 容
発生予防・早期対応	○啓発資料作成・配布
発生後の支援	○休日・夜間電話相談員の配置 ○弁護士確保 ○通訳確保 ○職員研修等の充実 ○同伴児童対応職員の配置 ○一時保護の実施等 ○被害者移送交通費等 ○人身取引被害者医療費
アフターフォロー	○カウンセリングの実施 ○関係機関連絡会議の開催 ○身元保証人確保対策事業 ○民間活動団体への補助
DV計画	○DV基本計画の進行管理

[一部1/2の国庫補助あり]